

空き店舗等
活用事業補助金



空き店舗や空き家などを活用して新規開業する人に対し、出店に必要な賃借料および改修費の一部を補助します。開業後および改修後の申請はできません。

対象地域 都市計画法に規定する近隣商業地域・商業地域、鬼石地区の本町通り・相生町通り・大門通り

対象業種 小売業、飲食店、夜間営業のみの飲食店など一部を除く、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育・学習支援業に属する事業で商店街のにぎわいづくりに適したもの

※詳細は問い合わせください
賃借料補助 1出店者当たり月額3万円まで(空き店舗などの賃借料の2分の1以内)で事業開始日の翌月から最長

12カ月間
改修費補助 1出店者当たり100万円まで(店舗の外装、内装、設備(水道・電気・ガス・空調)などの改修費の2分の1以内)
申請・問い合わせ 商業観光課(☎2318)へ



取り入れた水と井戸から汲み上げた地下水を利用していただきます。これらの水を浄化し、水質基準に適合したものが家庭に届けられます。これからの季節は水の需要が増える時期です。大切な水を上手に使いましょう。
問い合わせ 経営課(☎2814)



粗大ごみ有料回収

普段何気なく使っている水道水について、より理解と関心を深めるため、毎年6月1日〜7日を水道週間としています。今年のスローガンは「たいせつな水道守ろう 未来へ」とです。
「水」は私たちの生活に欠かすことができません。飲み水や料理はもちろん、掃除・洗濯・トイレ・風呂など、私たちは絶えず水と共に過ごしています。
本市の水道は、神流川から

収集日 7月6日・13日・27日の月曜日午後(各日先着5人)
収集品目 家具・自転車など
収集制限 各家庭4点以内
料金 1kg当たり33円(消費税込み)
その他 収集日当日に収集する品を玄関先に出してください
申し込み・問い合わせ 6月23日(火)午前8時30分から電話で清掃センター(☎28305)へ

めぐるん「旧老人福祉センター」バス停の場所が変わります




めぐるん市内循環線のバス停「旧老人福祉センター」の場所が変わります。周辺の運行経路も変わりますので、利用する人は注意してください。時刻表や運賃に変更はありません。
変更日 6月1日(月)
問い合わせ 地域安全課(☎402245)



いろいろな媒体で
情報を発信しています


問い合わせ 秘書課(☎402208)

ほっとメール




防犯・防災に関する情報やイベント・医療などのお知らせを、登録されたアドレスにメールで配信します。市ホームページから詳細を確認して登録してください。

X(旧Twitter)※



市からの情報をタイムリーにポストします。Xの検索ボックスで「藤岡市」と検索し、アカウント「@FujiokaCity」をフォローしてください。

LINE※



市のイベントや広報紙発行の情報をトークルームにお届けします。各種申請や相談予約手続きなども行うことができます。2次元コードを読み取り、「藤岡市」を友だちに追加してください。

Instagram※




イベントや催しなどの写真や動画をポストします。Instagramの検索ボックスで「藤岡市役所【公式】」と検索し、アカウント「fujioka_city」をフォローしてください。

群馬テレビデータ放送

家庭のテレビで市からのお知らせを確認できます。群馬テレビにチャンネルを合わせてリモコンの「dボタン」を押し、「藤岡市からののお知らせ」を選択して情報を選んでください。

YouTube※



イベントや観光情報などの市の魅力を伝える動画や健康に関する動画などを投稿します。2次元コードを読み取り、「藤岡市」のチャンネルを登録してください。

※フォローや友だち登録などをするにはアカウントが必要です

第68回藤岡まつり 日程のお知らせ

近年の厳しい暑さによる熱中症リスクを考慮し、安心・安全を最優先に考え、例年7月に開催していた藤岡まつりの日程を下記期日に変更します。

期日 9月26日(土)・27日(日)

問い合わせ 藤岡まつり運営委員会事務局(商業観光課内☎402317)